

令和5年5月8日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 透析患者の適切な医療提供体制の確保について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より連絡がありましたので情報提供いたします。新型コロナウイルス感染症に関しましては、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられることが厚生労働大臣から公表されたことをふまえ、入院医療体制について、これまでの限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の体制に移行していくこととなります。今般の事務連絡は、透析患者が新型コロナウイルスに感染した場合も適切な医療提供体制の確保に向けた取り組みを依頼するものです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)